

本調査の趣旨

本調査は、6月30日時点の精神保健医療福祉の実態を把握するためのものであり、「良質な精神保健医療福祉の提供体制構築を目指したモニタリング研究」（研究代表者：黒田 直明）の研究班が、調査の企画・実施・集計・公表を担っています。

調査目的は、精神保健医療福祉の実態を把握し、精神保健医療福祉施策推進のための基礎資料を得ること及び、医療計画、障害福祉計画、介護保険事業（支援）計画等に活用することです。

本調査の成果は、個別の施設や個人が特定できないかたちで、精神保健福祉資料として公開します。また、精神保健医療福祉の実態を分析するための調査研究に活用し、研究報告書や学術雑誌等に成果を公表します。

毎年、本調査にご協力いただきありがとうございます。

【本年度調査に関する問い合わせ】

<令和6年度630調査事務局> 株式会社アクセライト

E-mail : 630survey@accelight.co.jp

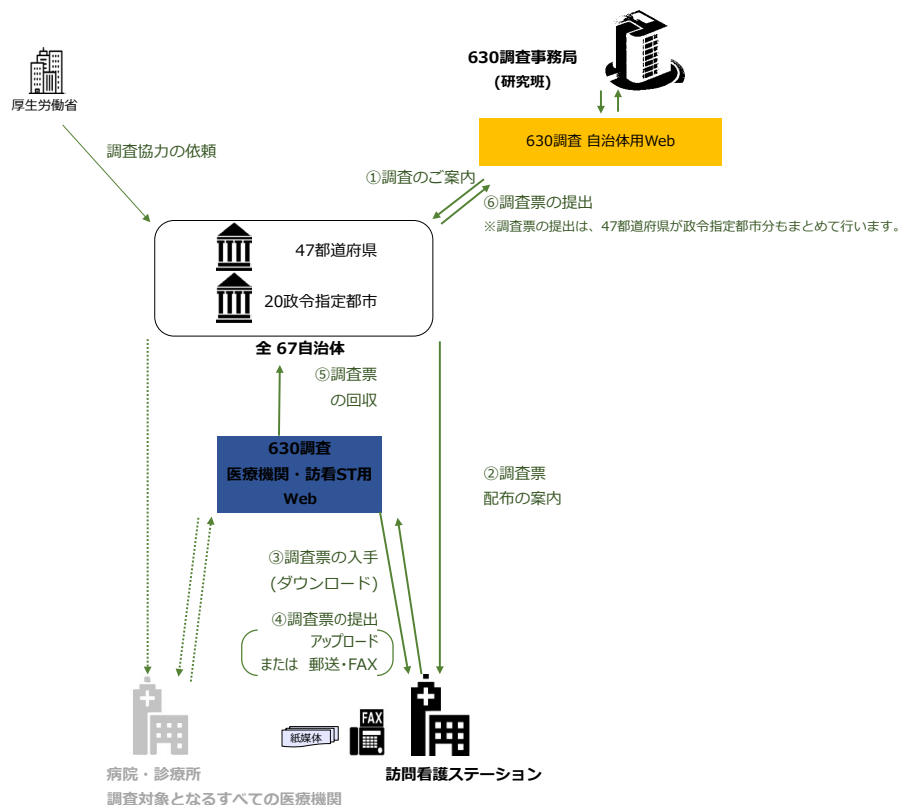
【過去年度調査、公表済みデータ、精神保健福祉資料に関する問い合わせ】

<厚生労働行政推進調査事業研究班> 黒田、立森、白田

E-mail : seishin_data@ncnp.go.jp

調査全体の流れ図

・調査票の受取り(ダウンロード)と提出(アップロード)は、「630調査 医療機関・訪看ST用Web」または回答済みの調査票の郵送、FAXの送付を介して行われます。



ご担当者様へ

この調査票は、令和6年度（2024年）630調査 **訪問看護ステーション調査票**です。

- ・ **医療保険・介護保険を問わず、すべての訪問看護ステーションが対象です。**

（医療保険のみ、介護保険のみを実施しているステーションを含む）

ただし、令和6年(2024年)6月30日時点で**休診・休止届が提出されている**機関・施設は**対象外**です。

- ・ 都道府県・政令指定都市の主管課は、提出された管内データを医療計画ならびに障害福祉計画の立案推進等のため閲覧することもあります。

今年度は、調査の最後に「オンライン調査導入について」の項目を追加しています。

こちらの項目は、**全施設にご回答いただく項目となっています**ので、「精神科訪問看護基本療養費」または「訪問看護基本療養費」を算定していない施設でも、最後の項目にご回答ください。

ご記入が終わりましたら、最後に下記について、ご確認をお願いいたします。

- 事務所名は正しく記入されていますか？
- 住所等の情報は正しく記入されていますか？
- 「1. 「精神科訪問看護基本療養費」または「訪問看護基本療養費」を算定している施設ですか。」に回答していますか？
 - 「している」と回答した場合は、すべての回答欄に記入をお願いいたします。
 - 「していない」と回答した場合は、2以降「法人について」までの質問項目は空欄で構いませんが、「令和6年度調査追加項目」には全員ご回答ください。
(数字を記入する欄は、0人の場合、空欄ではなく"0"と記入をお願いします。)
- 追加の「オンライン調査の導入について」には回答しましたか？
- ▼ 上記についてご確認が終わりましたら、**調査票のみを自治体宛**にお送りください。
自治体への送付については、自治体から指定された方法に従ってください。

訪問看護ステーション調査票（手書き用）

事務所名

都道府県番号(2桁)	種別(1桁) ※ステーションは6です	医療機関番号・ステーションコード(7桁) ※レセプト使用時に 使用されている7桁です。
	6	

都道府県	市区町村	市区町村以降の住所	電話番号	FAX番号

政令都市の場合は、区までこちらにご記入ください。

「1.「精神科訪問看護基本療養費」または「訪問看護基本療養費」を算定している施設ですか。」の質問に、「している」と答えた施設は、以下の質問にもお答えください。「していない」と答えた施設は、「法人について」までの回答が不要です。令和6年度（2024年度）630調査追加項目にご回答ください。

1.「精神科訪問看護基本療養費」または「訪問看護基本療養費」を算定している施設ですか。	回答 どちらかに○をつけてください。
	している していない

2.2024年6月1か月間の実利用者数をお答え下さい。 (精神・身体疾患の有無、医療保険・介護保険によらず、すべての実利用者数) ※医療保険と介護保険のレセプトの件数合計から、医療保険・介護保険両方で利用している人数分を引いた数	実利用者数 人
--	------------

※のべ人数ではありません。ご確認ください。
例)1人の利用者に、6月1か月間に10回訪問した場合→1人と数えてください。
なお、該当する人がいない場合は0を記入してください。

2024年6月30日時点、以下の施設基準の届出及び指定の有無について	届出の有無 どちらかに○をつけてください。	
3.精神科訪問看護基本療養費の届出の有無	有	無
4.指定自立支援医療機関の指定の有無	有	無
5.24時間対応体制加算の届出の有無	有	無
6.精神科重症患者支援管理連携加算の届出の有無	有	無
7.機能強化型訪問看護管理療養費に係る届出の有無	機能強化型 1	届出なし
	機能強化型 2	
	機能強化型 3	

2024年6月中の精神疾患の利用者について	実人数	うち、主たる傷病名に認知症が含まれる者の人数
8.精神科訪問看護基本療養費Ⅰ(医療保険)を算定した精神疾患の利用者数	人	人
9.精神科訪問看護基本療養費Ⅲ(医療保険)を算定した精神疾患の利用者数	人	人
10.精神科訪問看護基本療養費Ⅳ(医療保険)を算定した精神疾患の利用者数	人	人
11.訪問看護基本療養費(医療保険)を算定した精神疾患の利用者数	人	人
12.介護保険の訪問看護費を算定した精神疾患の利用者数	人	人

※「精神疾患の利用者」とは、訪問看護指示書、または精神科訪問看護指示書の「主たる傷病名」に「精神疾患(ICD-10のFコードに含まれるもの)の診断が記載されている者とする。

※精神疾患の利用者はのべ人数ではなく実人数です。ご確認ください。
例)1人の利用者に、6月1か月間に10回訪問した場合は、1人と数えてください。

※精神科訪問看護基本療養費ⅠとⅢの両方を算定された方の場合は、重複してカウント頂いて構いません。

※精神科訪問看護基本療養費ⅠとⅢの両方を算定された方の場合は、重複してカウント頂いて構いません。

※該当する人がいない場合は0を記入してください。

2024年6月1か月間に行った加算算定の有無について	算定の有無 どちらかに○をつけてください。	
13.複数名精神科訪問看護加算の算定の有無	有	無
14.精神科緊急訪問看護加算の算定の有無	有	無
15.夜間・早朝加算または深夜加算の算定の有無	有	無
16.24時間対応体制加算の算定の有無	有	無
17.精神科複数回訪問加算（精神科重症患者支援管理連携加算の方が対象）の有無	有	無

2024年6月中に訪問看護に関わった職員数を記入してください。*									
	18-1.看護師 (保健師・准看護師を含む)	18-2.うち、専門看護師、認定看護師、特定行為研修修了者 「精神看護専門看護師」「老人看護専門看護師」「認知症看護認定看護師」「精神科認定看護師」「特定行為研修修了者」 ※精神科訪問看護基本療養費算定要件研修の修了者とは異なります	19.作業療法士	20.理学療法士	21.精神保健福祉士	22.公認心理師・臨床心理技術者	23.看護補助者	24.事務職	25.その他 (言語聴覚士を含む)
常勤(実人数)**	人	人	人	人	人	人	人	人	人
非常勤職員数 (実人数:週1日以上) ※常勤換算ではなく、人数をご記入下さい。	人	人	人	人	人	人	人	人	人

*複数の資格を持つ職員については、主に使用している資格の一つだけを選んで、お答えください。

**各施設の規定や雇用契約書により、その職員が常勤か非常勤かを判断してください。判断に迷う場合は、一般的な基準(週32時間以上が常勤)を参考に判断してください。

法人について	いずれかに○をつけてください。						
26.ステーションの設立主体を選んでください。	1.医療法人	2.営利法人	3.医師会	4.看護協会	5.社団・財団法人	6.社会福祉法人	7.その他
27-1.同一法人内の医療機関の有無について	有	無					
27-2.同一法人内に医療機関がある場合、医療機関の精神科の有無	有	無					

令和6年度（2024年度）630調査 追加項目

オンライン調査の導入について

本調査では、例年、調査の方法として主に「電子調査票（Excelファイル）」を使ってご回答いただいております。それによる回答が困難な場合は、「紙調査票」をご利用いただいております。今後、皆様のご負担を軽減するためにも、新たに「オンライン調査」の導入を検討したいと考えております。調査の回答方法について、現時点でのお考えを選択肢から一つお選びください。

※オンライン調査は、インターネットを通じてWebフォームにアクセスし、回答いただく方法です。パソコン、スマートフォン、タブレットなどインターネットに接続できる媒体があれば、時間や場所を選ばずにご回答いただけます。

- オンライン調査での回答が可能
- オンライン調査での回答は難しい（電子調査票の回答を希望）
- オンライン調査での回答は難しい（紙調査票の回答を希望）

お忙しいところ、本調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

ご記入が終わりましたら、本調査票のみを、調査依頼が送られてきた自治体へお送りください。

令和6年(2024年)度 630調査 -訪問看護ステーションからのよくある問い合わせ-

問い合わせ種類	問い合わせ内容	回答
・調査全般について		
スケジュール	調査票の提出締め切りはいつですか。	令和6年(2024年)11月15日(金)を予定しております。
調査対象施設	精神疾患をもつ利用者がいないのですが、調査対象ですか。	対象です。「訪問看護ステーション調査票」を使用して回答をお願いいたします。
	訪問看護部門を持っている病院と、同一法人で別に訪問看護ステーションを持っている場合は、施設ごとの報告でしょうか。	訪問看護部門を持っている病院と、同一法人で別に訪問看護ステーションを持っている場合は、施設ごとの報告(例えば、病院は医療機関用調査票、訪問看護ステーションは訪問看護ステーション調査票(本調査票))となります。
	精神科以外の一般科病院にある訪問看護部門については訪問看護ステーション用の調査を実施でしょうか。	調査対象となる医療機関(※)以外は対象外ですので、医療機関用の調査票に回答する必要はありません。ただし、訪問看護ステーションが独立した施設として存在する場合は、訪問看護ステーション調査票の対象となりますのでご協力をお願いします。 ※調査対象となる医療機関とは下記の1又は2に該当する医療機関です。 1. 下記ア〜ウ かつ 精神病床数が1床以上の医療機関【「精神病床を有する医療機関票」の配布対象となる医療機関】 2. 下記ア〜ウ かつ 精神病床数が0床の医療機関(一般病院、有床診療所、クリニック等を含む)【「精神病床を有しない医療機関票」の配布対象となる医療機関】 ア. 令和6年(2024年)6月30日時点で医療法上の許可・届出を行っているイ.健康保険法上の地方厚生局への届出も行っている医療機関番号を持つウ.「精神科」もしくは「心療内科」の診療をおこなっていることを都道府県・政令指定都市の精神保健福祉主管課が把握している
	令和6年(2024年)6月30日時点で休止中、または、廃止されているステーションは、調査対象ですか。	届け出が出ている等、休止中、または、廃止されていることが明確である場合は対象外となります。都道府県、または、政令指定都市のご担当者にご連絡をお願いします。
	調査票では、6月における業務を問うています。まだ開業していなかった場合は対象外でしょうか。	令和6年6月30日時点の調査ですので回答は不要です。
	6月30日時点で存在しており、その後廃止された訪問看護ステーションがあります。運営母体の変更に伴う廃止であり、名称や医療機関コードは変更されているものの、所在地や従業員は変わらずに新たな事業所として現在も運営されています。調査に回答すべきが否か、する場合はどちらの事業所の名前で回答すれば良いでしょうか。	6月30日時点の状況が分かるようでしたら、今年度調査は以前の事業所名でお答えください。来年度調査には新しい事業所名でお答えください。
医療機関コードやステーションコードを持っていない場合、回答は必要ですか。	医療機関コードやステーションコードがない施設は調査の対象外となります。	
アップロード、ご提出について	回答後、郵送かFAXでの調査票を送りたいのですが、630事務局(株式会社アケライト)宛にお送りすればよいですか。	調査依頼のあった都道府県・政令指定都市へご送付下さい。630事務局(株式会社アケライト)ではございません。
・調査票の内容について		
1.「精神科訪問看護基本療養費」または「訪問看護基本療養費」を算定している施設ですか。	「していない」と選択した場合、「「していない」と答えた施設は、「法人について」までの回答が不要です。」とあるが、それ以降の回答すべてが「不要」でよいでしょうか。	「精神科訪問看護基本療養費」および「訪問看護基本療養費」のいずれも算定されていない場合は、2以降「法人について」までの質問項目は空欄で構いませんが、「令和6年度調査追加項目」には全員ご回答ください。 「精神科訪問看護基本療養費」の算定はなくても、「訪問看護基本療養費」を算定されている場合には、お手数ですが問2以降の回答にご協力をお願いいたします。
	設問1の「算定しているかどうか」について、施設基準の届出はしてあるが実際の算定がこれまで0件の場合、回答は「していない」でよいでしょうか。	「していない」をお願いします。
8・9精神科訪問看護基本療養費Ⅰ(医療保険)及び精神科訪問看護基本療養費Ⅲ(医療保険)を算定した精神疾患の利用者数	基本療養費Ⅰと基本療養費Ⅲの利用者数は重複するものと解釈してよいでしょうか。	精神科訪問看護基本療養費ⅠとⅢの両方を算定された方の場合は、重複してカウント頂いて構いません。
2024年6月中に訪問看護に関わった職員数	訪問看護にかかわっている職員数の項目ですが、精神科訪問看護に関わっている職員数を記入するのでしょうか。それとも全ての訪問看護に関わっている職員数を記入するのでしょうか。	「すべての訪問看護」に関わっている職員数をご記入ください。
27-1.同一法人内の医療機関の有無について	「うち、専門看護師、認定看護師、特定行為研修修了者」に精神科訪問看護基本療養費算定要件研修の修了者は含まれますか?	精神科訪問看護基本療養費算定要件研修の修了者は含まれません
	「27-1.同一法人内の医療機関の有無について」は、別に訪問看護ステーションを設置している場合も「有」になりますか?	問27は、同一法人内の病院・診療所の有無についての設問です。法人内に「訪問看護ステーション」を設置されている場合には、医療機関の有無「無」、精神科の有無「無」とご回答下さい。それぞれのステーションにおきまして「訪問看護ステーション調査票」のご回答・提出をお願いいたします。
・その他		
その他	介護保険で訪問していますが、指示書に老年期精神病と記載があります。精神疾患のFコードに該当するでしょうか。	F0としてご回答ください。
・「追加質問票」について		
オンライン調査の導入	オンライン調査の導入はいつから開始されるのですか。	数年以内の実施を想定しております。 皆様のオンラインでのご回答の環境を把握したうえで、オンライン調査の開始時期を検討したいと思っておりますので、「追加質問票」へのご回答をよろしくようお願い申し上げます。
	オンライン調査が開始されると紙での回答はできないのですか。また、PCやタブレットが無い、又はオンラインでの環境が整っていない場合はどのようにすれば良いのですか。	紙媒体(PDF)での郵送回答の手段も併用する予定です。